

資料集

- ◆ 町田市生涯学習センター条例
- ◆ 町田市生涯学習センター条例施行規則
- ◆ 町田市公民館条例
- ◆ 町田市公民館条例施行規則（様式除く）
- ◆ 町田市立学校施設の開放に関する条例
- ◆ 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則（様式除く）
- ◆ 町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱
- ◆ 町田市生涯学習センターの管理に関する要領
- ◆ 町田市生涯学習ボランティアバンク事業実施要領
- ◆ 町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領
- ◆ まちだ市民大学 HATS プログラム委員選任要領

○町田市生涯学習センター条例

平成23年6月30日

条例第28号

生涯学習部生涯学習センター

改正 令和4年3月31日条例第14号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、もって町田市における豊かな生涯学習社会の実現に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に基づく教育機関として、町田市生涯学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、町田市原町田六丁目8番1号とする。

(管理運営)

第3条 センターの管理及び運営は、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(事業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に係る全体計画の立案及び推進に関すること。
- (2) 市民大学事業その他の生涯学習に係る講座、講演会等の実施に関すること。
- (3) 生涯学習に係る関係機関との総合調整に関すること。
- (4) 生涯学習に係る情報の集約及び市民への提供に関すること。
- (5) 生涯学習に係る相談に関すること。
- (6) 地域の教育力の向上の推進に関すること。

(施設)

第5条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 展示・情報コーナー

(2) 相談室

(3) まちだ中央公民館

(令4条例14・一部改正)

(まちだ中央公民館)

第6条 前条第3号のまちだ中央公民館の設置及び管理については、町田市公民館条

例(昭和53年9月町田市条例第44号)の定めるところによる。

(令4条例14・一部改正)

(職員)

第7条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第14号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○町田市生涯学習センター条例施行規則

平成２３年１２月２２日

教育委員会規則第９号

生涯学習部生涯学習センター

改正 令和４年３月３１日教委規則第６号

(趣旨)

第１条 この規則は、町田市生涯学習センター条例（平成２３年６月町田市条例第２８号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民大学事業)

第２条 町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第４条第２号に規定する市民大学事業（以下「市民大学事業」という。）として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (１) 市民の学習活動の推進に関すること。
 - (２) 市民参加によるプログラムの開発に関すること。
 - (３) 講座の運営に関すること。
 - (４) 学習についての調査研究に関すること。
 - (５) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- ２ 前項第３号に規定する講座は、原則として市内に在住し、在勤し、又は在学する者が申し込むことができる。
- ３ 教育委員会は、第１項第３号に規定する講座において使用する資料等に関し、その実費に相当する額を、当該講座を受講する者から徴収することができる。
- ４ 市民大学事業は、まちだ市民大学HATS事業と称する。
- ５ 市民大学事業は、条例第５条に規定する施設その他の市内の施設において実施する。
- ６ 前各項に規定するもののほか、市民大学事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(令４教委規則６・一部改正)

(遵守事項)

第３条 施設を使用する者は、その使用に際し、教育委員会の指示に従わなければならない。

(令４教委規則６・一部改正)

(委任)

第４条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- １ この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
(まちだ市民大学HATSの設置及び運営に関する規則の廃止)
- ２ まちだ市民大学HATSの設置及び運営に関する規則（平成５年５月町田市教育委員会規則第５号）は、廃止する。

附 則（令和４年３月３１日教委規則第６号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

○町田市公民館条例

昭和５３年９月３０日

条例第４４号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成１４年３月２９日条例第１９号

平成１６年３月３１日条例第２４号

平成２３年３月３１日条例第１６号

平成２３年６月３０日条例第３０号

平成２８年１２月２８日条例第４２号

平成３０年１２月２８日条例第４０号

注 平成１６年３月から改正経過を注記した。

町田市公民館設置条例(昭和３３年１０月町田市条例第４７号)の全部を改正する。

(設置)

第１条 社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第２１条の規定に基づき、市民の実際生活に即する社会教育に関する各種の事業を行い、もって市民の自主的学習、文化活動の振興に寄与するため、町田市公民館を設置する。

(名称及び位置)

第１条の２ 町田市公民館（以下「公民館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 まちだ中央公民館

位置 町田市原町田六丁目８番１号

(管理)

第２条 公民館は、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第３条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第４条 公民館は、法第２２条の規定に基づき、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (１) 定期講座、各種の学級等を開設すること。
- (２) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (３) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (４) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (５) 施設及び設備を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第５条 削除

(平２３条例３０)

(使用の手続等)

第６条 公民館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

２ 教育委員会は、前項の承認をするに当たっては、公民館の管理上必要な条件を付することができる。

３ 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の承認をしないものとする。

- (１) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (２) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (３) 専ら営利を目的とすると認められるとき。
- (４) 公民館の管理上支障があると認められるとき。
- (５) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(平２３条例１６・一部改正)

(使用料)

第７条 前条第１項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

(平２３条例１６・全改)

(使用料の免除)

第7条の2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の取消し等)

第8条の2 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止することができる。

(1) 使用の目的に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく町田市教育委員会規則に違反したとき。

(3) 管理上支障があるとき。

2 前項の規定により使用者が、使用の承認を取り消され、使用を制限され、又は使用を停止されたことにより生じた使用者の損害については、教育委員会はその責を負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条の3 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第8条の4 使用者は、公民館の施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第8条の5 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第8条の2第1項の規定により使用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、施設等を原状に回復しななければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(町田市公民館使用条例の廃止)

2 町田市公民館使用条例（昭和33年10月町田市条例第48号）は、廃止する。

附 則（平成14年3月29日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第2項を削る改正規定、第1条の次に次の1条を加える改正規定及び別表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成14年8月教委規則第13号で、同14年10月1日から施行）

附 則（平成16年3月31日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町田市公民館条例別表の1の表の規定は、平成16年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第16号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日条例第30号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日条例第42号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（別表の1の表ホルルの項の改正規定に限る。）を除く。）に

による改正後の町田市地域センター条例、町田市公民館条例、町田市健康福祉会館条例、町田市わくわくプラザ条例、町田市民フォーラム条例、町田市男女平等推進センター条例及び町田市民文学館条例の規定は、平成29年7月1日以後の使用等に係る使用料等から適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月28日条例第40号）抄
 （施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（使用料及び利用料金に関する経過措置）
- この条例（第15条、第18条及び第19条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用等に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

（平23条例16・全改、平28条例42・平30条例40・一部改正）

1 施設使用料

施設 の 名 称	使用単位及び使用料（円）			
	午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
ホール	4,120	4,730	4,120	12,970
諸 学習室1	910	1,010	910	2,830
活 学習室2	1,570	1,780	1,570	4,920
動 学習室3	500	610	500	1,610

室	学習室4	500	610	500	1,610
	学習室5	610	710	610	1,930
	学習室6	610	710	610	1,930
	学習室7	810	960	810	2,580
	視聴覚室	1,570	1,780	1,570	4,920
	調理実習室	1,780	2,030	1,780	5,590
	美術工芸室	1,270	1,470	1,270	4,010
	プレイルーム	810	960	810	2,580
	音楽室1	910	1,060	910	2,880
	音楽室2	500	610	500	1,610
	和室1	1,060	1,220	1,060	3,340
	和室2	710	810	710	2,230
	保育室	1,880	2,130	1,880	5,890

2 附属設備使用料

附属設備の名称		使用単位	使用料（円）
ホール内	グランドピアノ	1台1回	1,570
	反響板一式	1式1回	1,570
	ローラバックチェア一式	1式1回	3,140
上映設備一式		1式1回	1,570
視聴覚室内上映設備一式		1式1回	1,570
可動式上映設備一式		1式1回	1,040

備考 附属設備の使用単位「1回」とは、施設の使用時間に相当する時間とする。

昭和５３年１０月１８日

教育委員会規則第９号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成１４年３月２９日教委規則第８号

平成１４年８月１日教委規則第１４号

平成１４年１１月１４日教委規則第１８号

平成２１年２月１２日教委規則第２号

平成２３年４月１４日教委規則第４号

平成２４年３月２９日教委規則第３号

(題名改称)

平成２９年１月１８日教委規則第１号

令和３年３月３１日教委規則第４号

令和４年３月３１日教委規則第７号

令和５年９月２７日教委規則第５号

注 平成２１年２月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第１条 この規則は、町田市公民館条例（昭和５３年９月町田市条例第４４号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平２４教委規則３・一部改正)

(職員)

第１条の２ 条例第３条に規定する館長は、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成１３年３月町田市教育委員会規則第２号。次項において「組織規則」という。）第２２条第１項に規定するセンター長をもって充てる。

２ 条例第３条に規定するその他必要な職員は、組織規則第２３条において準用する組織規則第６条第３項、第７条及び第９条に規定する職員をもって充てる。

(平２４教委規則３・追加、平２９教委規則１・令３教委規則４・令４教委

規則７・一部改正)

(休館日)

第２条 町田市公民館（以下「公民館」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(１) 毎月の第４月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日にあたる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(２) １月１日から同月３日まで、及び１２月２９日から同月３１日まで

２ 前項の規定にかかわらず、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める場合は、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができ。

(平２３教委規則４・平２４教委規則３・一部改正)

(使用の申込み)

第３条 条例第６条第１項に規定する施設等（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（次条第２項の規定により抽選を行う場合は、当該抽選に当選した者に限る。）は、町田市公民館使用申請書兼使用料免除申請書（第１号様式）を教育委員会に提出し、又は町田市施設案内予約システム（以下「案内予約システム」という。）により使用の申込みをしなければならない。

２ 前項に規定する申込み及び当該申込みに係る抽選の申込みは、別表に定める申込期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(平２３教委規則４・一部改正、平２９教委規則１・旧第４条繰上・一部改正)

(使用の承認)

第４条 教育委員会は、条例第６条第１項に規定する使用の承認をしたときは、町田市公民館使用承認書兼使用料免除承認書（第２号様式）を申込者に交付する。ただ

し、案内予約システムにより使用の申込みをした者については、当該承認書の交付は、省略する。

2 条例第6条第1項に規定する使用の承認は、抽選又は申込みの順序により決定するものとする。

(平29教委規則1・追加)

(使用単位の制限)

第5条 同一月に施設等を使用できる使用単位(条例別表1の表に規定する使用単位をいう。以下同じ。)は、一の申込者につき5単位までとする。この場合において、午前、午後及び夜間については1単位、全日については3単位として計算する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、空きがある施設等があり、かつ、使用させることが適当と認める場合は、同一月に5単位を超えて使用を承認することができる。

(平29教委規則1・追加)

(使用券の購入)

第6条 施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ条例別表に定める使用料の額の施設使用券を購入しなければならない。

(平23教委規則4・追加、平29教委規則1・旧第4条の6線下・一部改正)

(使用の取消し)

第7条 使用者が使用の取消しをしようとするときは、町田市公民館使用取消書(第3号様式)を教育委員会に提出し、又は案内予約システムにより使用の取消しをしなければならない。

2 前項に規定する取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに行わなければならない。

(1) 抽選に基づきなされた承認 承認日の属する月の翌月の8日

(2) 前号に掲げる承認以外の承認 使用日の22日前の日

(平21教委規則2・一部改正、平23教委規則4・旧第4条の6線下、平29教委規則1・旧第4条の7線下・一部改正)

(期日経過後の使用の取消し等による申込みの制限)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、その使用しなかった日又は取り消された使用日の属する月の翌々月の初日から14日までの間、別表に定める申込期間のうちその初日が同月に到来する申込期間に係る申込みを制限するものとする

(1) 使用日に使用しなかったとき。

(2) 前条第2項に規定する期日後の使用の取消しが同一月内の使用について2回以上あったとき。

(平29教委規則1・追加)

(使用料の免除)

第9条 条例第7条の2の規定により施設等の使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 町田市が主催する事業に使用するとき。 全額

(2) 施設等のうちホール及び諸活動室(保育室を除く。)を使用する場合において保育のために保育室を使用するとき。 保育室に係る使用料の全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 全額又は半額

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ町田市公民館使用申請書兼使用料免除申請書にその旨を記載し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平23教委規則4・追加、平29教委規則1・旧第4条の8線下・一部改正)

(使用期間の制限)

第10条 使用者は、施設等を同一目的で引き続き3日を超えて使用することができる

ない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平 2 9 教委規則 1 ・旧第 5 条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第 1 1 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 公益上の理由又は教育委員会の都合により使用の承認を取り消されたとき。

全額

(2) 災害等の理由により施設等が使用できなくなったとき。 全額

(3) 第 7 条第 1 項の規定により使用の取消しをした場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 半額

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。 教育委員会が定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、町田市公民館使用料還付請求書(第 4 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、当該請求書の提出を省略することができる。

(平 2 3 教委規則 4 ・一部改正、平 2 9 教委規則 1 ・旧第 6 条繰下・一部改正)

正)

(案内予約システムの利用)

第 1 2 条 第 3 条、第 4 条、第 7 条及び別表に定めるもののほか、施設等の使用に係る案内予約システムの利用については、町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則(平成 2 9 年 1 月町田市規則第 3 号)の定めるところによる。

(平 2 9 教委規則 1 ・追加)

(使用者の遵守事項)

第 1 3 条 公民館の利用者及び入場者は、公民館の施設、設備、器具等の使用については、職員の指示を受けるほか指示事項を守らなければならない。

(平 2 3 教委規則 4 ・旧第 8 条繰上、平 2 9 教委規則 1 ・旧第 7 条繰下)

(委任)

第 1 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平 2 3 教委規則 4 ・旧第 9 条繰上、平 2 4 教委規則 3 ・一部改正、平 2 9 教委規則 1 ・旧第 8 条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 3 月 2 9 日教委規則第 8 号)

改正 平成 1 4 年 8 月 1 日教委規則第 1 4 号

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号の改正規定、第 2 条の次に次の 1 条を加える改正規定、第 1 号様式及び第 2 号様式を改める改正規定並びに第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える改正規定は、町田市公民館条例の一部を改正する条例(平成 1 4 年 3 月町田市条例第 1 9 号)附則の「教育委員会規則で定める日」から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 8 月 1 日教委規則第 1 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 1 1 月 1 4 日教委規則第 1 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の町田市公民館使用規則第 4 条、第 4 条の 6 及び別表の規定は、平成 1 4 年 1 2 月 1 日以後に申込みをした平成 1 5 年 2 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 1 年 2 月 1 2 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 4 月 1 4 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日教委規則第3号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月18日教委規則第1号）
（施行期日）
1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規則による改正後の町田市公民館条例施行規則の規定は、平成29年4月1日以後に行われるこの規則による改正後の第3条第1項に規定する申込み及び当該申込みに係る抽選の申込みについて適用し、同日前に行われたこの規則による改正前の第4条第1項に規定する申込み及び当該申込みに係る抽選の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日教委規則第4号）抄
（施行期日）
1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第7号）抄
（施行期日）
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月27日教委規則第5号）
この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）
（平29教委規則1・全改）

団体の申込 期間	次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める期間 (1) 抽選の申込みをする場合 使用日の属する月（以下「使用月」という。）の前々月の初日から同月の8日まで。この場合において
-------------	--

	て、当該抽選に当選した者の当選した施設等に係る使用の申込期間は、同月の9日から使用日の使用時間前までとする。 (2) 前号の抽選を実施した後において空きがある施設等の使用の申込みをする場合（次号に掲げる場合を除く。） 使用月の前々月の9日（第8条の規定による制限を受けている場合にあっては、15日）から使用日の使用時間前まで (3) 第5条第2項の規定により同一月に5単位を超えて使用する場合の6単位目以後の使用の申込みをする場合 使用月の前月の15日から使用日の使用時間前まで
団体以外の 者の申込期 間	使用月の前月の15日（案内予約システムを利用して使用の申込みをする場合（第8条の規定による制限を受けている場合を除く。）にあっては、初日）から使用日の使用時間前まで

備考

- この表において「団体」とは、町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則第5条第1項に規定する団体登録の要件に該当する者をいう。
- 団体以外の者が案内予約システムを利用して使用の申込みをできる使用単位は、同一の使用月につき2単位までとする。
- 施設等の使用に係る申込みの受付時間は、開館日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、案内予約システムによる申込みについては、この限りでない。

○町田市立学校施設の開放に関する条例

平成１７年１０月１７日

条例第５２号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成２３年１０月７日条例第３８号

平成３０年１２月２８日条例第４０号

令和元年１２月２７日条例第４６号

令和４年３月３１日条例第１３号

令和６年１２月２７日条例第４８号

(目的)

第１条 この条例は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１３７条、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第４４条及びスポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）第１３条第１項の規定に基づき、町田市立小・中学校の施設及び附属設備（以下「学校施設」という。）を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的とする。

（平２３条例３８・令４条例１３・一部改正）

(定義)

第２条 この条例において「学校開放」とは、学校教育に支障のない範囲で、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する時間帯に学校施設を市民の利用に供することをいう。

(開放施設)

第３条 学校開放の対象となる学校施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる学校施設のうち、教育委員会が指定するものとする。

- (１) 体育館
- (２) 武道場
- (３) 校庭

(４) プール

(５) 特別教室

(６) 温水プール

(７) 体育館空調設備

(８) 校庭照明設備（校庭を含む。以下同じ。）

(９) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認める学校施設

（令４条例１３・一部改正）

（教育委員会の責務）

第４条 教育委員会は、第１条の目的を達成するため、学校開放を積極的に推進するとともに、開放施設の管理運営体制の整備を図らなければならない。

（校長の責務）

第５条 校長は、第１条の目的を十分に理解し、学校開放に積極的に協力しなければならない。

（利用者の責務）

第６条 開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、開放施設が学校教育の場であることを常に認識し、学校教育に支障のないよう十分な注意をもって利用しなければならない。

（利用できる者の範囲）

第７条 開放施設を利用できる者は、教育委員会から町田市学校開放施設利用登録の承認を受けた団体その他教育委員会が認める団体とする。

２ 前項の規定にかかわらず、プール、温水プール、図書室その他教育委員会が個人に開放することを目的とする開放施設については、個人で利用することができる。

（令４条例１３・一部改正）

（利用の承認）

第８条 開放施設を利用しようとする者は、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たって、開放施設の管理上必要な条件を付
することができ。

(利用の不承認)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を
しない。

- (1) 営利を目的として利用するとき。
- (2) 政治活動又は選挙運動のために利用するとき。
- (3) 宗教活動のために利用するとき。
- (4) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (5) 学校施設を損傷するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が利用を不相当と認めるとき。

(令4条例13・一部改正)

(使用料)

第10条 別表に掲げる開放施設を利用する者は、同表に定める使用料を前納しなけ
ればならない。ただし、体育館空調設備の使用に係る使用料は、教育委員会が指定
する期日までに納付しなければならない。

2 別表に掲げる開放施設以外の開放施設の使用料は、無料とする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、武道場及び特別教室の使用に係る使
用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める
ときは、還付することができる。

(令4条例13・一部改正)

(回数利用券の発行)

第11条 教育委員会は、温水プールの利用者の利便を図るため、回数利用券を発行
する。

2 回数利用券は、11券片に対し10券片分に相当する額とする。

(校庭照明設備の利用)

第12条 開放施設のうち校庭照明設備の利用に関しては、この条例及びこの条例に
基づく町田市教育委員会規則（以下「規則」という。）の規定にかかわらず、町田
市スポーツ施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）及び町田市スポーツ施
設条例施行規則（平成20年3月町田市規則第62号）の例による。ただし、使用
料、開放日及び開放時間に関しては、この条例及び規則の規定を適用する。

(令4条例13・令6条例48・一部改正)

(行為の制限)

第13条 利用者は、第8条第1項に規定する承認に係る行為以外の行為をしてはな
らない。

(利用権の譲渡禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(開放施設の変更の禁止)

第15条 利用者は、開放施設に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育
委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(令4条例13・一部改正)

(利用承認の取消し等)

第16条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承
認を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止することができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 災害、工事その他利用者の責めによらない事由により開放施設の利用ができ
なくなったとき。
- (4) 学校教育上、学校が緊急に開放施設を利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用者が利用の承認を取り消され、利用を制限され、又は利用

を停止されたことにより生じた利用者の損害については、教育委員会はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 17 条 利用者は、利用を終了したとき、又は前条第 1 項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに開放施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 開放施設に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(令 4 条例 13・一部改正)

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(町田市立学校施設使用条例の廃止)

2 町田市立学校施設使用条例（昭和 40 年 1 月町田市条例第 1 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者については、この条例による利用の承認を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までににおける第 12 条の規定の適用については、同条中「町田市体育施設条例（平成 17 年 6 月町田市条例第 34 号）及び町田市体育施設条例施行規則（平成 17 年 8 月町田市教育委員会規則第 10 号）」とあるのは「町田市体育施設条例（平成 8 年 12 月町田市条例第 36 号）及び町田市体育施設条例施行規則（平成 8 年 12 月町田市教育委員会規則第 6 号）」とする。

附 則（平成 23 年 10 月 7 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、町田市立学校施設の開放に関する条例及び町田市スポーツ振興審議会条例の規定は、平成 23 年 8 月 24 日から適用する。

附 則（平成 30 年 12 月 28 日条例第 40 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 この条例（第 15 条、第 18 条及び第 19 条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用等に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 27 日条例第 46 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表温水プールの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第 11 条第 1 項の規定により発行された回数利用券は、施行日以後においても、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日条例第 13 号）

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 12 条の改正規定及び次項の規定 公布の日

- (2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3項の規定
令和4年6月1日
- (3) 第2条の規定
令和4年8月1日
(準備行為)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の体育館空調設備の利用に必要な手続その他の行為は、同日前においても、同号に掲げる規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例の規定の例により行うことができる。

3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の武道場の利用に必要な手続その他の行為は、同日前においても、同号に掲げる規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例の規定の例により行うことができる。

附 則（令和6年12月27日条例第48号）抄

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 題名の改正規定、第1条から第4条まで、第6条第3項、第9条第1項、第10条第1項、第12条第2項及び第3項第3号並びに第14条の改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定
令和7年4月1日

別表（第10条関係）

（平30条例40・令元条例46・令4条例13・一部改正）

開放施設		使用単位	使用料
武道場	町田第一中学校武道場	午前	2,500円
		午後	3,400円
		日中	5,900円

特別 教室	町田第一中 学校交流ホ ール	夜間		1, 7 0 0 円
		午前		1, 4 0 0 円
		午後		1, 9 0 0 円
		日 中		3, 3 0 0 円
	町田第一中 学校多目的 室	夜間		9 0 0 円
		午前		8 0 0 円
		午後		1, 1 0 0 円
		日 中		1, 9 0 0 円
	町田第一中 学校第一音 楽室	夜間		5 0 0 円
		午前		7 0 0 円
		午後		9 0 0 円
		日 中		1, 6 0 0 円
	町田第一中 学校家庭科 室	夜間		4 0 0 円
		午前		6 0 0 円
		午後		8 0 0 円
		日 中		1, 4 0 0 円
温水プール	夜間		4 0 0 円	
	1 回		4 6 0 円（小学生、中学生、6 5 歳 以上の者及び障がい者にあつては、 1 5 0 円）	
体育館空調設備	1 時間		3 0 0 円	

校庭照明設備	30分	620円（小学生、中学生又は高校生主体の団体にあっては、310円）
--------	-----	-----------------------------------

備考

- この表において使用単位の「午前」とは午前9時から正午までの時間をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までの時間をいい、「日中」とは午前9時から午後5時までの時間をいい、「夜間」とは午後7時から午後9時までの時間をいい、「1回」とは、入場から退場までをいう。
- 温水プールの小学生及び中学生の使用料は、7月21日から8月31日までの期間の使用料とし、これ以外の期間の使用料は無料とする。
- この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けている者をいう。

○町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則

平成１７年１０月１７日

教育委員会規則第１５号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成２４年４月１９日教委規則第６号

平成２７年３月１９日教委規則第６号

平成２７年１２月１８日教委規則第１３号

令和４年３月３１日教委規則第８号

令和４年５月１９日教委規則第９号

令和４年７月７日教委規則第１０号

令和５年９月２７日教委規則第４号

(趣旨)

第１条 この規則は、町田市立学校施設の開放に関する条例（平成１７年１０月町田

市条例第５２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものと
する。
(定義)

第２条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例に
よる。

(学校開放の管理及び責任)

第３条 学校開放の実施については、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
が管理する。

２ 学校開放により開放施設を利用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責
任を負わないものとする。

(学校開放運営委員会)

第４条 教育委員会は、学校開放の円滑な運営を図るため、必要に応じて学校ごとに
学校開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

２ 教育委員会は、開放施設のうち体育館、校庭及びブールの開放に関する業務を、
運営委員会に委託することができる。

３ 運営委員会の種類、構成、職務等については、教育長が別に定める。

(開放施設等)

第５条 条例第３条の規定により教育委員会が指定する開放施設並びにその開放日、
開放時間及び申請期間（以下この項において「開放日等」という。）は、別表のと
おりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、開放日等を変更す
ることができる。

２ 開放施設の利用に伴い、使用することができる設備及びその設置については、教
育委員会が校長と協議して定めるものとする。

(令４教委規則９・一部改正)

(学校開放を行わない場合)

第６条 次の各号のいずれかに該当するときは、学校開放を行わない。

- (１) 学校教育に利用するとき。
- (２) 教育委員会、市又は市内官公署が学校開放以外の目的で利用するとき。
- (３) 開放施設の維持管理のために教育委員会が利用するとき。
- (４) 前３号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(利用登録)

第７条 条例第７条第１項に規定する町田市学校開放施設利用登録（以下「利用登録」
という。）の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (１) 市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内に在住する１８歳以上の者（武
道場及び特別教室の利用登録にあっては、１５歳に達する日以後の最初の３月３
１日を経過した者）であること。
- (２) 構成員が１０人以上（武道場及び特別教室の利用登録にあっては５人以上）
であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (３) 構成員全員が同居の家族でないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、専ら営利を目的とする団体その他教育委員会が不適当と認める団体は、利用登録を受けることができない。
- 3 利用登録は、次に掲げる開放施設の区分ごとにこれを行わなければならない。
- (1) 体育館（体育館空調設備を含む。以下この条において同じ。）
- (2) 武道場及び町田第一中学校の特別教室（図書室を除く。）（以下「武道場等」という。）
- (3) 校庭（校庭照明設備を含む。以下この条において同じ。）
- (4) 特別教室（町田第一中学校の特別教室を除く。第5項及び第7項並びに次条において同じ。）
- 4 利用登録を受けようとする団体は、町田市学校開放施設利用登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 教育委員会は、前項の規定による利用登録の申請を承認したときは、体育館及び校庭の利用登録にあつては別に定める利用登録承認書を、武道場等及び特別教室の利用登録にあつては町田市学校開放施設利用登録証（第2号様式。以下「利用登録証」という。）を申請者に交付するものとする。
- 6 前項の規定により利用登録の承認を受けた団体は、同項の利用登録承認書又は利用登録証を次条第1項又は第10条第1項に規定する申請（同項に規定する町田市施設案内予約システムによる申請を除く。）をするとときに提示しなければならない。
- 7 利用登録の期間は、1年間（武道場等及び特別教室の利用登録にあつては3年間）とする。ただし、体育館及び校庭の最初の利用登録にあつては利用登録の日から利用登録の日の属する年度の3月31日まで、特別教室の最初の利用登録にあつては利用登録の日の属する年度の翌々年度の3月31日までで利用登録の期間とする。
- 8 利用登録を更新しようとする団体は、前項に規定する期間の満了日の属する年度の2月1日から3月31日まで（武道場等の利用登録の更新にあつては、教育委員会が別に定める期間内）に、教育委員会に更新の届出をしなければならない。
- 9 第4項の規定にかかわらず、武道場等の利用登録を受けようとする団体が町田市

集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則（平成29年1月町田市規則第3号。以下「案内予約システム規則」という。）第4条の規定による利用の登録を受けたときは、武道場等の利用登録の承認を受けたものとみなす。この場合において、第5項及び第6項の規定は適用しない。

（令4教委規則8・令4教委規則9・令5教委規則4・一部改正）

（体育館等の利用申請）

第8条 前条の規定により体育館、校庭又は特別教室（以下これらを「体育館等」という。）の利用登録の承認を受けた団体（以下「体育館等登録団体」という。）が体育館等を利用しようとするときは、体育館等利用申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の利用の申請は、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の利用の申請は、一の体育館等登録団体につき1月当たりの利用回数4回分までとする。ただし、体育館等に空きがある場合は、利用日の1月前から利用日まで（特別教室にあつては利用日の7日前まで）随時申請することができる。

（令4教委規則9・一部改正）

（体育館等の利用承認等）

第9条 体育館等の利用の承認は、申請の順序により決定するものとする。ただし、同時に申請のあった場合は、抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の承認をしたときは、体育館等利用承認書（第4号様式。以下「利用承認書」という。）を申請者に交付する。

3 利用承認書は、体育館等を利用するときに提示しなければならない。

（令4教委規則9・一部改正）

（武道場等の利用申請）

第10条 第7条の規定により武道場等の利用登録の承認を受けた団体（同条第9項の規定により利用登録の承認を受けたものとみなされる団体を含む。以下「武道場

等登録団体」という。)が武道場等を利用しようとするとき(次項の規定により予約を行ったときを含む。)は、武道場等利用申請書(第5号様式)又は町田市施設案内予約システム(以下「案内予約システム」という。))により、教育委員会に申請しなければならない。

2 案内予約システム規則第5条第1項に規定する団体登録の要件に該当する武道場等登録団体は、案内予約システムにより武道場等の利用に関する予約を申し込むことができる。この場合において、当該予約の申込みが重複したときは、抽選により予約ができる者を定めるものとする。

3 第1項の規定による申請及び前項に規定する予約の申込みは、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(令4教委規則9・追加)

(武道場等の利用承認)

第11条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、武道場等利用承認書(第6号様式)を当該申請をした者に交付する。ただし、案内予約システムによる申請の場合は、当該承認書の交付を省略する。

2 前項の規定による承認(予約に基づきなされた申請に対するものを除く。)は、申請の順序により決定するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の承認書は、武道場等を利用するときに提示しなければならない。

(令4教委規則9・追加)

(武道場等の利用券の購入)

第12条 武道場等の利用の承認を受けた者(以下「武道場等利用者」という。)は、あらかじめ条例別表に定める使用料の額の利用券を購入しなければならない。

(令4教委規則9・追加)

(利用単位の制限)

第13条 同一月に武道場等を利用できる単位(条例別表に規定する使用単位をいう。以下同じ。)は、一の申請者につき5単位までとする。この場合において、午前、午後及び夜間にあってはそれぞれ1単位、日中にある武道場等があり、かつ、利用させることが適当と認める場合は、同一月に5単位を超えて利用を承認することができる。

(令4教委規則9・追加)

(武道場等の利用の取消し)

第14条 武道場等利用者は、武道場等の予約又は利用の申請を取り消そうとするときは、武道場等利用申請取消書(第7号様式)又は案内予約システムにより、教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに行わなければならない。

(1) 予約に基づきなされた申請 当該申請に対する承認日の属する月の翌月の8日

(2) 前号に掲げる申請以外の申請 利用日の22日前の日

(令4教委規則9・追加)

(期日経過後の利用の取消し等による申請等の制限)

第15条 教育委員会は、武道場等利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該武道場等利用者に対し、その利用しなかった日又は取り消された利用日の属する月の翌月の初日から14日までの間、別表に定める武道場等の申請期間のうちその初日が同月に到来する期間に係る武道場等の利用の申請及び予約の申込みを制限するものとする。

(1) 利用日に利用しなかったとき。

(2) 前条第2項に規定する期日後の利用の取消しが同一月内の利用について2回以上あったとき。

(令 4 教委規則 9・追加)

(利用期間の制限)

第 16 条 武道場等利用者は、武道場等を同一目的で引き続き 3 日を超えて使用することができない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(令 4 教委規則 9・追加)

(図書室の利用手続)

第 17 条 図書室を利用することができる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学している者（小学校就学前の者を除く。）とする。

2 図書室を利用しようとする者は、別に定める利用申請書を教育委員会に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

3 図書室を利用する者は、入室し、又は退室するときは、利用者カードを提示しなければならない。

(令 4 教委規則 9・追加)

(プールの利用手続)

第 18 条 プールを利用することができる者は、プールの開放を行う小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒、当該児童又は生徒の保護者及び当該保護者が同伴する幼児（4 歳以上の者で、教育委員会が認めるものに限る。）とする。

2 プールを利用しようとする者は、教育委員会が別に定める方法により、プールの利用の承認を受けるものとする。

(令 4 教委規則 9・追加)

(温水プールの利用手続)

第 19 条 温水プールを利用しようとする者は、条例別表に定める使用料の額の利用券を購入しなければならない。

2 利用券を購入した者は、利用の際利用券を提出することにより利用の承認を受けるものとする。

(令 4 教委規則 9・旧第 10 条繰下・一部改正)

(体育館空調設備の利用手続)

第 20 条 体育館等登録団体が体育館空調設備を利用しようとするときは、別に定める様式により教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた体育館等登録団体が、体育館空調設備を利用したときは、月の 1 日から末日までの利用実績を別に定める利用実績報告書に記入し、当該月の翌月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の利用実績報告書に基づき、1 月分の使用料を算定し、体育館空調設備を利用した体育館等登録団体に対し、納付書を交付するものとする。

4 前項の納付書の交付を受けた者は、納付書に記載された使用料を納期限までに納付しなければならない。

(令 4 教委規則 9・追加・旧第 11 条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第 21 条 条例第 10 条第 4 項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 公益上の理由又は教育委員会の都合により利用の承認を取り消されたとき
全額

(2) 災害等の理由により開放施設が利用できなくなったとき 全額

(3) 第 14 条第 1 項の規定により利用の取消しをした場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき 半額

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき
教育委員会が定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、町田市開放施設使用料還付請求書（第 8 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、当該請求書の提出を省略することができる。

(令 4 教委規則 9・旧第 11 条繰下・旧第 12 条繰下・一部改正)

(武道場及び特別教室の使用料の減額又は免除)

第22条 条例第10条第3項の規定により武道場及び特別教室の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 町田市及び教育委員会が共催する事業に利用するとき 全額
- (2) 教育委員会が指定する町内会、自治会、青少年健全育成地区委員会その他これらに準ずる地域組織が、教育委員会が指定する小学校又は中学校の武道場及び特別教室を利用するとき 全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき 全額又は半額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ武道場及び特別教室使用料減免申請書（第9号様式）にその旨を記載し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(令4教委規則9・追加)

(利用責任者)

第23条 開放施設を利用する団体は、利用日の利用責任者を定めなければならない。

2 前項の利用責任者は、開放施設の利用に関する責任を負うものとする。

(令4教委規則9・追加・旧第13条繰下)

(案内予約システムの利用)

第24条 第10条、第11条、第14条及び別表に定めるもののほか、武道場等の利用に係る案内予約システムの利用については、案内予約システム規則の定めるところによる。

(令4教委規則9・追加)

(遵守事項)

第25条 体育館等登録団体及び武道場等登録団体並びに条例第7条第2項に規定する個人が開放施設を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の承認を受けた開放施設以外に立ち入らないこと。

- (3) 利用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）を厳守すること。
- (4) 利用を認められたもののみを利用し、利用後は原状に回復すること。
- (5) 利用後は、清掃を行うこと。

(6) 喫煙及び飲酒を行わないこと。

(7) 火気を使用しないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(令4教委規則9・旧第12条繰下・旧第14条繰下・一部改正)

(損傷等の届出)

第26条 開放施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(令4教委規則9・旧第13条繰下・一部改正、令4教委規則9・旧第15

条繰下)

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(令4教委規則9・旧第14条繰下・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(町田市学校施設開放規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 町田市学校施設開放規則（昭和52年9月町田市教育委員会規則第8号）

(2) 町田市立学校温水プール使用規則（平成4年8月町田市教育委員会規則第13号）

(3) 町田市立学校小ホール使用規則（平成14年7月町田市教育委員会規則第12号）

(4) 町田市立学校校庭照明設備使用規則（平成15年2月町田市教育委員会規則

第4号）

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者については、この規則による利用の承認を受けたものとみなす。

附 則（平成24年4月19日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月19日教委規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日教委規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年5月19日教委規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表の改正規定（体育館の項及び校庭の項に係る部分に限る。）及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項及び第6項の規

定 令和4年6月1日

(3) 第2条並びに次項及び附則第4項の規定 令和4年8月1日

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の第7条第7項の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後の申請に係る特別教室の利用登録の期間について適用し、同日前の申請に係る特別教室の利用登録の期間については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、第1条の規定による改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

- 4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際、第2条の規定による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（準備行為）

- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の体育館空調設備の利用に關し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第1条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に關する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

- 6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の武道場及び町田第一中学校の特別教室の利用に關し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第2条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に關する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

附 則（令和4年7月7日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行の日以後の開放施設の利用に關し必要な手続その他の行為は、同日前においても行うことができる。

附 則（令和5年9月27日教委規則第4号）

この条例中第1条の規定は令和5年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月

1 日から施行する。

別表（第 5 条、第 8 条、第 1 0 条関係）

（令 4 教委規則 9 ・全改、令 4 教委規則 1 0 ・令 5 教委規則 4 ・一部改正）

施設 の種 類	開放施設	開放日及び開放時間		申請期間
	施設区分			
体育 館	南つくし野小学 校を除く小学校	学校の休業 日を除く平 日	午後 5 時 から午後 9 時まで	利用日の属する月の前月の 第 1 土曜日から利用日まで の間において、運営委員会 が指定する日まで
	町田第一中学校			
	町田第二中学校	学校の休業 日の平日	午前 8 時 から午後 9 時まで	
	南中学校			
	つくし野中学校			
	成瀬台中学校			
	南成瀬中学校	日曜日、土曜 日及び祝日	午前 8 時 から午後 9 時まで	
	鶴川中学校			
	鶴川第二中学校			
	栗師中学校			
武道 場	忠生中学校	月曜日及び 火曜日	午後 7 時 から午後 9 時まで	次の各号に掲げる場合に応 じ、それぞれ当該各号に定 める期間
	山崎中学校			
	小山中学校			
	堺中学校			
	武蔵岡中学校			

	日曜日、土曜 日及び祝日	午前 9 時 から午後 5 時まで	(1) 予約の申込みをする 場合 利用日の属する 月（以下「利用月」とい う。）の前々月の初日か ら同月の 8 日まで。この 場合において、予約をし た者の利用の申請期間 は、同月の 9 日から利用 日の利用時間前までとす る。 (2) 前号の予約を実施 した後において空きがあ る武道場の利用の申請を する場合（次号に掲げる 場合を除く。） 利用月 の前々月の 9 日（第 1 5 条の規定による制限を受 けている場合にあつて は、1 5 日）から利用日 の利用時間前まで (3) 第 1 3 条第 2 項の 規定により同一月に 5 単 位を超えて利用する場合 の 6 単位目以後の利用の 申請をする場合 利用月 の前月の 1 5 日から利用 日の利用時間前まで
--	-----------------	-------------------------	--

校庭	南つくし野小学校 を除く小学校	学校の休業 日を除く平日	午後５時 から午後 ９時まで	利用日の属する月の前月の 第１土曜日から利用日まで の間において、運営委員会 が指定する日まで
	町田第一中学校 南大谷中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校 薬師中学校 金井中学校 忠生中学校 山崎中学校 木曽中学校 小山中学校 武蔵岡中学校	学校の休業 日の平日 日曜日、土曜 日及び祝日	午前８時 から午後 ９時まで 午前８時 から午後 ９時まで	
プー ル	小学校全校 つくし野中学校 鶴川第二中学校 金井中学校	学校の休業 日のうち各 校１５日以 内で教育委 員会が指定 する日	午前９時 から午後 ３時まで	当日のみ
	木曽境 川小学校 校	学校の休業 日を除く火 曜日及び木 曜日	午後６時 ３０分か ら午後９ 時まで	利用日の属する月の前月の 第１土曜日から利用日の７ 日前まで

ランテ ルーム	学校の休業 日の火曜日 及び木曜日	午後１時 から午後 ９時まで	次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に 定める期間 (１) 予約の申込みを する月の前々月の 初日から同月の８日ま で。この場合において、 予約をした者の利用の申 請期間は、同月の９日か
小山ヶ 丘小学 校	理科室 図工室 音楽室 第３音 楽室 家庭科 室	学校の休業 日を除く火 曜日及び木 曜日	午後６時 ３０分か ら午後９ 時まで
町田第 一中学 校	交流ホ ール 多目的 室 第一音 楽室 家庭科 室	月曜日及び 火曜日	午後７時 から午後 ９時まで
	月曜日、土曜 日及び祝日	午後９時 から午後 ５時まで	

					ら利用日の利用時間前までとする。 (2) 前号の予約を実施した後において空きがある開放施設の利用の申請をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用月の前々月の9日(第15条の規定による制限を受けている場合)にあっては、15日)から利用日の利用時間前まで (3) 第13条第2項の規定により同一月に5単位を超えて利用する場合の6単位目以後の利用の申請をする場合 利用月の前月の15日から利用日の利用時間前まで
					図書室 日曜日、土曜日及び休日
鶴川中学校	小ホール ミーティング	木曜日及び金曜日	午後6時から午後8時30分まで	当日のみ	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日の7日前まで
					午後6時から午後8時30分まで

	ルーム	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	
温水プール	町田第一中学校	8月以外の月の月曜日及び火曜日	午後6時から午後8時30分まで	当日のみ
		8月の月曜日及び火曜日	午後4時から午後8時30分まで	
		日曜日、土曜日及び休日	午前10時から午後5時30分まで	
	南中学校 鶴川中学校	8月以外の月の木曜日及び金曜日	午後6時から午後8時30分まで	
		8月の木曜日及び金曜日	午後4時から午後8時30分まで	

		日曜日、土曜日及び祝日	午前10時から午後5時30分まで	
体育館空調設備	南つくし野小学校を除く小学校	学校の休業日を除く平日	午後5時から午後9時まで	別に定める。
	町田第一中学校			
	町田第二中学校	学校の休業日の平日	午前8時から午後9時まで	
	南中学校			
校庭照明設備	つくし野中学校			別に定める。
	成瀬台中学校	日曜日、土曜日及び祝日	午前8時から午後9時まで	
	南成瀬中学校			
	鶴川中学校			
	鶴川第二中学校			
	葉師中学校			
	忠生中学校			
	山崎中学校			
	小山中学校			
	堺中学校			
校庭照明設備	武蔵岡中学校			別に定める。
	木曽中学校	1月から3月まで及び10月から12月まで	午後5時30分から午後9時まで	
校庭照明設備		4月から9月まで	午後6時30分から	

			午後9時まで
--	--	--	--------

備考

- 1 学校の休業日とは、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）第4条第1項又は第2項に規定する学校の休業日という。
- 2 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、日曜日、土曜日及び祝日を除く日という。
- 3 1月1日から同月3日（温水プールにあっては同月4日）まで及び12月29日から同月31日までは、学校開放を行わない。
- 4 前項に規定するもののほか、温水プール及び鶴川中学校の特別教室については、祝日が学校開放を行わない曜日に当たるときは、当該祝日における学校開放を行わない。
- 5 特別教室及び温水プールにおける開放時間については、祝日が学校開放を行う曜日（日曜日及び土曜日を除く。）に当たるときは、祝日の開放時間の規定を適用する。
- 6 開放施設の利用の単位は、開放時間の範囲内で教育委員会が別に定める。ただし、武道場等の利用の単位は、条列別表に規定する使用単位のとおりとする。
- 7 武道場等の利用の申請（案内予約システムによる申請を除く。）の受付日及び受付時間は、この表に規定する武道場等の開放日及び開放時間とする。

○町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱

平成24年4月1日

施行

生涯学習部生涯学習センター

改正 2012年4月1日

2016年4月1日

第1 設置

町田市生涯学習センターが実施する事業に関し協議するため、町田市生涯学習センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 役割

協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 生涯学習及び社会教育に係る講座、講演会等の内容及び成果に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

第3 組織

- 1 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 家庭教育支援活動の経験を有する者 1人
- (3) 市民のうちから公募したもの 4人以内
- (4) 学校教育の関係者 2人以内
- (5) 生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者 4人以内

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4回を限度とする。

第5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 部会

- 1 協議会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、協議会から指示された事項について検討する。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長及び部会員は、委員のうちから、会長が協議会に諮って指名する。
- 5 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第8 庶務

協議会の庶務は、生涯学習部生涯学習センターにおいて処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2012年4月1日から施行する。
- 2 まちだ市民大学HATS運営協議会設置要綱（1993年4月1日適用）は、廃止する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。

○町田市生涯学習センターの管理に関する要領

令和2年2月1日施行
生涯学習部生涯学習センター

第1 趣旨

この要領は、町田市生涯学習センター（以下「センター」という。）における秩序の維持を図り、公務の円滑な執行を確保するために、町田市生涯学習センター条例施行規則第3条（遵守事項）に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 禁止事項等

1 何人も、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (2) 指定された場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
- (3) センター又は物品を汚損し、又はき損すること。
- (4) 拡声器の使用等により示威又はけん慥にわたる行為をすること。
- (5) テント等を設置し、又は座込みをすること。
- (6) 正常な通行を妨げる行為をすること。
- (7) 正当な理由なくセンター内に長時間留まり、又は居座ること。
- (8) 正当な理由なく事務室、倉庫、立入禁止区域等に入ること。
- (9) センターの一部を独占的に占用し、又は利用すること。
- (10) 指定された場所以外の場所に車両、自転車その他これに類するものを乗り入れ、又は止め置くこと。
- (11) 動物の持込みをすること。ただし、身体障がい者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。

- (12) 清潔の保持を妨げ、又は美観を損なうこと。
- (13) 泥酔等により他人に迷惑をかけること。
- (14) 執務の妨害になる行為をすること。
- (15) 職員に面会、署名等を強要し、又は押売をすること。
- (16) 威圧的又は乱暴な言動により職員に嫌悪感を与えること。

- (17) 寄付金を募集し、又は物品の販売、保険の勧誘、広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

- (18) 印刷物その他の文書を配布し、又は散布すること。

- (19) 貼紙若しくは印刷物を掲示し、又は立札、立看板、懸垂幕等を掲示すること。

- (20) 不特定多数の者に署名を求めること。

- (21) 市の機関以外の者が集会を主催し、又は集団でセンターに入ること。

- (22) 写真、ビデオカメラ、映画等の撮影行為をすること。

- (23) 前各号に掲げるもののほか、センターの秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げること。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項第17号から第22号までに掲げる行為について、教育委員会が次に掲げる要件を満たすものとして許可したときは、当該許可に係る行為をすることができる。なお、教育委員会は、許可をする場合において、必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

- (1) 特別の事情があり、かつ、公務の円滑な遂行を妨げるおそれがないもの
- (2) 市の事業及び市に関連する事業であり、当該事業の主管課又は関係課が許可の申出をしたもの
- (3) 多数の人、車両等の集中により、センター、周辺道路等に著しい混雑が発生するおそれのないもの

第3 禁止事項等の違反者に対する措置

- 1 教育委員会は、前条第1項の規定に違反した者に対して、センターの立入り若しくは使用の禁止、センターからの退去又は物件の撤去を命ずることができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により撤去を命ぜられた物件の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）が当該物件を撤去しないときは、自らこれを撤去することができ。この場合において、撤去に要した費用は、所有者等の負担とする。

第4 補則

この要領に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

○町田市生涯学習ボランティアバンク事業実施要領

平成２５年１月１日

施行

生涯学習部生涯学習センター

改正 ２０１６年１０月１日

改正 ２０２２年 ６月１日

第１ 目的

この要領は、ボランティアバンク事業を実施することにより、共に教え、学び合う生涯学習社会の実現に資することを目的とする。

第２ 定義

この要領において「ボランティアバンク事業」とは、生涯学習について専門的な知識及び経験を有する個人又は団体で町田市教育委員会の登録を受けたもの（以下「ボランティア」という。）と、身近な学習活動を通じて知識及び技術の習得を希望する団体との連携を支援する町田市生涯学習ボランティアバンク事業をいう。

第３ ボランティアの資格要件

ボランティアの登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、専ら政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動を行う者は、ボランティアの登録を受けることができない。

（１） 市内において活動する個人又は団体であって、生涯学習について専門的な知識及び経験を有し、かつ、生涯学習について指導又は助言を行うことができるもの

（２） 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認める者

第４ ボランティアの登録方法

１ ボランティアの登録を受けようとする者は、町田市生涯学習ボランティアバンク登録申請書（第１号様式。以下「登録申請書」という。）を教育長に提出しな

ければならない。

２ 教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、ボランティアの登録をするときは町田市生涯学習ボランティアバンク登録書（第２号様式）を、登録をしないときはその旨を、申請者に通知するものとする。

第５ ボランティア登録の有効期間等

１ 第４第２項に規定する登録（以下「ボランティア登録」という。）の有効期間等は、ボランティア登録を受けた日から３年間とする。

２ ボランティア登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、ボランティア登録の更新をしようとするときは、前項に規定する有効期間の満了する日の２か月前までに、登録申請書を教育長に提出しなければならない。

３ 第４第２項の規定は、前項に規定するボランティア登録の更新について準用する。

第６ ボランティア登録の取消し

１ 登録者は、ボランティア登録の取消しを希望するときは、町田市生涯学習ボランティアバンク登録取消申請書（第３号様式）を教育長に提出しなければならない。

２ 教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請者のボランティア登録を取り消すものとする。

３ 前２項に規定するもののほか、登録者が第３に規定する資格要件を満たさなくなったとき、又はボランティアに必要な適格性を欠くと認められるときは、教育長は、当該登録者のボランティア登録を取り消すものとする。

第７ ボランティア登録の変更

登録者は、ボランティア登録の内容に変更があったときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

第８ 登録者情報の公表

教育長は、登録者の承諾が得られたときは、当該登録者の有する資格、免許、指

導実績等の情報を公表することができる。

第9 利用者の資格要件

1 ボランティアバンク事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 市内に活動の拠点があり、かつ、市内において活動する団体であって、次のいずれかに該当するもの

ア 構成員が3人以上で、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学している団体

イ 生涯学習に関する事業を行う団体

(2) 町田市町内会・自治会その他市内の地縁による団体

2 前項の規定にかかわらず、専ら政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動については、ボランティアバンク事業を利用することができない。

第10 利用申請等

1 ボランティアバンク事業を利用しようとする者は、町田市生涯学習ボランティアバンク利用申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用を承認するときは町田市生涯学習ボランティアバンク利用承認書（第5号様式）を、承認しないときはその旨を申請者に通知する。

3 教育長は、前項の規定により利用を承認するときは、当該承認の内容に適していると認めるボランティアを申請者に紹介するものとする。

第11 報告

1 第10第2項の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る事業が終了したときは、町田市生涯学習ボランティアバンク利用報告書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 登録者は、第10第3項の規定による紹介に係る事業が終了したときは、町田市生涯学習ボランティア活動報告書（第7号様式）を教育長に提出しなければならない。

らない。

第12 補則

この要領に定めるもののほか、ボランティアバンク事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、2013年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年6月1日から施行する。

町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領

平成 24 年 4 月 1 日

施行

生涯学習部生涯学習センター

第 1 趣旨

この要領は、町田市生涯学習センター条例施行規則(平成 23 年 12 月町田市教育委員会規則第 9 号。以下「規則」という。)第 2 条第 6 項の規定に基づき、まちだ市民大学 HATS 事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 学習領域

規則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する講座(以下「講座」という。)は、次に掲げる学習領域に属するものとする。

- (1) ふれあい人間学 人間性に関すること。
- (2) 遊々創造学 芸術及び文芸に関すること。
- (3) 生き活き技術学 技術及び科学に関すること。
- (4) ところとかからだの健康学 スポーツ及び健康に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における生涯学習の推進に関すること。

第 3 講座の実施

教育委員会は、規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定するプログラム(以下「プログラム」という。)を効果的に組み合わせることにより、講座を実施するものとする。

第 4 プログラム委員の設置

1 教育委員会は、プログラムに関し、助言を受け、又は意見を聴取するため、まちだ市民大学 HATS プログラム委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、プログラムに関し知見を有する者のうちから、町田市教育委員会が委嘱する。

第 5 講座の申込み

1 講座を受講しようとする者は、教育委員会が別に定めるところにより、申し込まなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、書面により、当該申込者に通知する。

第 6 周知

教育委員会は、募集案内等により、講座の内容、日程等の周知を図るものとする。

第 7 補則

この要領に定めるもののほか、まちだ市民大学 HATS 事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、2012 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 まちだ市民大学 HATS プログラム会議要領(1993 年 4 月 1 日適用)は、廃止する。
- 3 この要領は、2022 年 11 月 1 日から適用する。

第1 趣旨

町田市まちだ市民大学H A T S事業実施要領（2012年4月1日施行。以下「要領」という）第4の規定により、まちだ市民大学H A T Sプログラム委員（以下「委員」という）の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委員の任務

委員は次に掲げる事項を行う。

- (1) 委員は、委員と職員からなる会議（以下、「プログラム会議」という。）に出席し、町田市生涯学習センター条例施行規則第2条第1項第2号に規定するプログラム（以下「プログラム」という。）の開発に関し、必要な助言、または提言を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会が必要と認める事項を行う。

第3 委員の選任

要領第4の2に規定する「知見を有する者」は、次の各号の者とし、教育委員会が選任する。

- (1) 学識経験を有する者（研究者、及び、市内で活動する有識者）
- (2) まちだ市民大学H A T S講座修了者でその分野について専門性を有すると認める者（以下「修了者」という。）
- (3) その他、教育委員会が特に必要と認める者

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱された日からプログラム実施年度の11月末日までとする。
- 2 学識経験を有する者は、原則4回を限度に更新することができる。修了者は、原則2回を限度に更新することができる。修了者は、原則過去に経験した者は再任されない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときには、前項に規定する更新回数を超えて選任することができる。

第5 委員の人数

委員は、プログラムごとに5人以内とする。修了者は2人以内とする。

第6 謝礼

委員の謝礼は、プログラム会議への出席1回につき、3,500円とする。

第7 プログラム会議

- 1 プログラム会議は、原則としてプログラムごとに設置し、1プログラムあたり10回以内とする。
- 2 プログラム会議には、座長を置き、委員の互選により定める。座長は、プログラム会議を代表し、会務を総理する。

第8 庶務

委員の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習センターにおいて処理する。

附 則

この要領は、2012年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、2017年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、2021年11月1日から施行する。

2025年度 町田市生涯学習センター事業報告書
まちだの学び

発行・編集 町田市教育委員会生涯学習部
生涯学習センター

刊行物番号 26—16

発行 2026年8月

〒194—0013
東京都町田市原町田6—8—1
TEL 042—728—0071

この報告書は120部作成し、1部あたりの単価は1,733円です（職員人件費を含みます）。